

人事委員会事務局

【 代 表 課 】

任用調査課 048 - 829 - 1778 (直通電話番号)

(各事業のお問い合わせ先がご不明の場合には、上記代表課にてご確認ください。)

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 人事委員会事務局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書 様式 2 附表 1 附表 2 附表 3	担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)			(5)	(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規				再 任 用	臨 時		
1	人事委員会運営事業	職員採用試験等実施事業	11,226	A									1	2	本市の財産となるべき優秀な人材を確保するため、より多くの受験者に受験してもらえよう、様々な機会を通して本市の魅力をもPRするとともに、各任命権者の要望に応え、公正、公平な採用試験等を行う。	ク	本事業は、地方公務員法に基づく人事委員会の権限に属するものであり、今後も継続する。なお、事業推進にあたっては、引き続き優秀な人材の確保に向け、鋭意改善を重ねていくものとする。	4.0			1		1		任用調査課	オ-9
2	人事委員会運営事業	勤務条件等管理事業	891	A									1	1	人事行政の専門的機関として、また、任命権者と職員との関係における中立的機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等の制度研究を行い、議会及び市長への勧告・報告を行うほか、任命権者と職員との紛議の裁定、労働条件等の監督等を行う。	ク	本事業は、労働基本権を制約されている職員に対し、給与、勤務時間その他の勤務条件等について、国や民間準拠を基本とする情勢適応の原則に則り、常に適正な処遇を確保すること等を目的として、法に基づき本委員会に与えられた権限を適正に行使するものであり、事業推進にあたっては、常に効率的な事務執行を念頭に継続していくものとする。	4.0			1		1		任用調査課	オ-9
3	人事委員会運営事業	委員会運営事業	9,496	A									1	1	任命権者から独立した中立的かつ専門的な人事機関として、職員の採用・選考、給与水準などの勤務条件に関する報告・勧告、職員に対する不利益処分に関する不服申立てについての審査等、地方公務員法に規定されている権限について執り行う。	ク	本事業は、地方公務員法の定めるところにより、3人の委員をもって構成する合議体の執行機関として、同法に規定する人事行政全般に渡る事務を適正に執り行っていることから、事業の推進にあたっては、常に効率的な事務執行を念頭に継続していくものとする。	1.0			1		1		任用調査課	オ-9